

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス条項

WINDOWS VISTA HOME BASIC

WINDOWS VISTA HOME PREMIUM

WINDOWS VISTA ULTIMATE

本マイクロソフト ライセンス条項 (以下「本ライセンス条項」といいます) は、お客様と Microsoft Corporation (以下「マイクロソフト」といいます) との契約を構成します。以下の条項を注意してお読みください。本ライセンス条項は、上記のソフトウェアおよびソフトウェアが記録された媒体 (以下総称して「本ソフトウェア」といいます) に適用されます。本条項の適用範囲には、以下のマイクロソフト製品も含まれます。

- ・ 更新プログラム
- ・ 追加物
- ・ インターネットベースのサービス
- ・ サポート サービス

上記ソフトウェアについて、別途固有のライセンス条項が付属していない場合には、本条項が適用されるものとしします。なお、これらの製品に別途固有のライセンス条項が付属している場合には、当該ライセンス条項が適用されるものとしします。

本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとしします。本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。この場合、未使用の本ソフトウェアを購入店へご返品されることにより、お支払いいただいた金額の払戻しを受けられる場合があります。購入店から払戻しを受けられない場合、マイクロソフトまたは最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、www.microsoft.com/worldwide をご参照ください。日本については、www.microsoft.com/japan/ をご参照ください。

以下に説明するように、本ソフトウェアを使用することにより、アクティベーション中、認証中、および、インターネットベースのサービスにおいて、特定のコンピュータ情報が送信されることにより、お客様が承諾されたものとしします。

お客様がこれらのライセンス条項を遵守することを条件として、お客様は取得された各ライセンスについて、以下が許諾されます。

1. 総則。

- 本ソフトウェア。**本ソフトウェアには、デスクトップ オペレーティング システム ソフトウェアが含まれます。本ソフトウェアに、Windows Live のサービスは含まれません。Windows Live は、マイクロソフトが別個の契約において提供するサービスです。
- ライセンスの形態。**本ソフトウェアは、各デバイスの各複製毎に使用許諾されます。
- エディションに固有の権利。**本ソフトウェアの特定のエディションに適用されるライセン

ス条項については、本ライセンス条項の最後にある「追加のライセンス条項」の各項を参照してください。

2. **インストールおよび使用に関する権利。** ライセンスの下で本ソフトウェアを使用する前に、該当するライセンスを 1 台のデバイス (物理ハードウェア システム) に割り当てる必要があります。このデバイスを「ライセンスを取得したデバイス」といいます。ハードウェア パーティションまたはブレードは、独立したデバイスと見なされます。

- a. **ライセンスを取得したデバイス。** お客様は、本ソフトウェアの複製 1 部を、ライセンスを取得したデバイス上にインストールすることができます。お客様は本ソフトウェアを、1 台のデバイスで同時に 2 プロセッサを超えて使用することはできません。以下の「記憶装置」および「ネットワークの使用」 (Ultimate エディション) の項に該当する場合を除き、お客様は、本ソフトウェアを他のデバイスで使用することはできません。
- b. **ユーザーの数。** 以下の「デバイスによる接続」 (すべてのエディション)、「リモート アクセス テクノロジー」 (Home Basic および Home Premium エディション)、および「その他のアクセス技術」 (Ultimate エディション) の各項に該当する場合を除き、本ソフトウェアは 1 度に 1 人のユーザーに限り使用することができます。
- c. **代替バージョン。** 本ソフトウェアには、たとえば 32 ビット版と 64 ビット版などのように、複数のバージョンが含まれることがあります。お客様は、1 度に 1 つのバージョンに限り使用することができます。

3. **追加のライセンス条件および追加の使用権。**

- a. **マルチプレキシング。** 次の目的で使用するハードウェアまたはソフトウェアがあります。
 - ・ 接続数をプールのする
 - ・ 本ソフトウェアに直接アクセスまたは使用するデバイスやユーザーの数を減じるもの

ただし、このようなハードウェアまたはソフトウェアを使用 (「マルチプレキシング」または「プーリング」と呼ばれることがあります) した場合であっても、必要なライセンスの数を減じることはできません。

- b. **フォント コンポーネント。** 本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツを表示したり印刷したりできます。ただし、以下の用途に限定されます。
 - ・ フォントにおける埋め込みの制約に従って、フォントをコンテンツに埋め込む。
 - ・ コンテンツを印刷するために、フォントをプリンタまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。
- c. **アイコン、画像、および音声。** 本ソフトウェアが動作している間は、アイコン、画像、音声、およびメディアを使用することができます (共有することはできません)。

4. **アクティベーション (ライセンス認証) の義務。**

アクティベーションとは、ソフトウェアの使用を特定のデバイスに関連付けることです。アクティベーション中、本ソフトウェアは、本ソフトウェアおよびデバイスに関する情報をマ

マイクロソフトに送信します。この情報には、本ソフトウェアのバージョン、言語、プロダクト キーのほか、デバイスのインターネット プロトコル アドレス、および、デバイスのハードウェア構成から派生した情報が含まれます。詳細については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=69497> をご参照ください。本ソフトウェアを使用することで、お客様はこの情報の送信に同意されたものとします。お客様には、アクティベーションの前に、インストール プロセスでインストールされた本ソフトウェアのバージョンを使用する権利があります。インストール プロセスで指定された時間が経過した後、本ソフトウェアを使用するお客様の権利は、アクティベーションが完了するまで制限されます。これは、不正使用を防止するための措置です。**その時間が過ぎると、お客様は、アクティベーションを行うまで、本ソフトウェアの使用を継続できません。**デバイスがインターネットに接続されている場合、本ソフトウェアは、アクティベーションを行うため、マイクロソフトに対して自動的に接続する場合があります。本ソフトウェアのアクティベーションは、インターネットまたは電話により、手動で行うこともできます。その場合、インターネットおよび電話の通話料金が発生することがあります。お客様がコンピュータのハードウェア構成を変更した場合や、本ソフトウェアの設定を変更した場合には、本ソフトウェアのアクティベーションを再度行う必要が生じることがあります。**本ソフトウェアは、アクティベーションが実行されるまで、アクティベーションが必要なことをお知らせします。**

5. 確認。

- a. このソフトウェアでは、適宜、ソフトウェアの確認、更新、ソフトウェアの確認機能のダウンロード要求が行われます。確認では、ソフトウェアのライセンス認証手続きが完了し、ソフトウェアに適切なライセンスが与えられていることを確認します。確認ではまた、ソフトウェアの特定の機能を使用したり、追加の特典を取得したりできます。詳細については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=39157> を参照してください。
- b. 有効性の確認中、ソフトウェアは、ソフトウェアとデバイスに関する情報をマイクロソフトに送信します。こうした情報の中には、ソフトウェアのバージョンとプロダクト キー、およびデバイスのインターネット プロトコル (IP) アドレスが含まれています。マイクロソフトでは、お客様個人を特定したり、連絡をする目的でこの情報を使用することはありません。このソフトウェアを使用すると、こうした情報の送信に同意したことになります。確認の詳細、および有効性の確認中に送信される情報の詳細については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=69500> を参照してください。
- c. 有効性の確認後に、ソフトウェアに適切なライセンスが与えられていないことが判明した場合は、ソフトウェアの機能に影響が出る可能性があります。たとえば、次のような可能性があります。
 - ・ ソフトウェアのライセンス認証を再度行う必要がある。
 - ・ 適切なライセンスが与えられているソフトウェアのコピーの取得を求めるアラームを受信する。または、次のような可能性があります。
 - ・ ソフトウェアの一部の機能を使用できないか、使い続けることができない。
 - ・ マイクロソフトから特定の更新プログラムまたはアップグレードを取得できない。
- d. ソフトウェアの更新プログラムまたはアップグレードは、マイクロソフトまたはマイクロ

ソフト承認済み発行元からのみ取得できます。承認済み発行元からの更新プログラムの取得方法の詳細については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=69502> を参照してください。

6. **不要である可能性のあるソフトウェア。**有効にした場合、"スパイウェア" や "アドウェア" など、不要である可能性のあるソフトウェアがコンピュータに存在しないかが **Windows Defender** によって検索されます。不要である可能性のあるソフトウェアが見つかった場合、そのソフトウェアを無視するか、無効にする (隔離)、または削除するかを確認するメッセージが表示されます。不要である可能性のあるソフトウェアのうち、"高" または "重大" と評価されたものについては、既定の設定を変更しない限り、スキャン後に自動的に削除されます。不要である可能性のあるソフトウェアを削除するか、無効にする場合、次の点に注意する必要があります。

- ・ コンピュータ上の他のソフトウェアが動作しなくなる場合がある
- ・ コンピュータ上の他のソフトウェアを利用するためのライセンスに抵触する場合がある

このソフトウェアを使用した場合、必要なソフトウェアが削除されたり、無効にされたりする可能性があります。

7. **インターネットベースのサービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアについてインターネットベースのサービスを提供します。マイクロソフトはいつでもこのサービスを変更または中止できるものとします。

- a. **インターネット ベースのサービスに対する同意。**以下および「**Windows Vista のプライバシーに関する声明**」に記載されているソフトウェア機能は、インターネットを介してマイクロソフトまたはサービス プロバイダのコンピュータ システムに接続します。場合によっては、接続時に別個の通知が送信されないこともあります。これらの機能は、オフにすることも使用しないこともできます。これらの機能の詳細については、「**Windows Vista のプライバシーに関する声明**」 (<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=20615>) を参照してください。これらの機能を使用すると、こうした情報の送信に同意したことになります。マイクロソフトでは、お客様個人を特定したり、連絡をする目的でこの情報を使用することはありません。

コンピュータ情報。以下の機能はインターネット プロトコルを使用しており、お客様の **IP アドレス**、オペレーティング システムの種類、ブラウザの種類、使用している本ソフトウェアの名称およびバージョン、ならびに本ソフトウェアをインストールしたデバイスの言語コードなどのコンピュータ情報を適切なシステムに送信します。マイクロソフトは、お客様にインターネットベースの複数のサービスを提供するためにこれらの情報を利用します。

- ・ **Windows Update 機能。**お客様は、デバイスに新しいハードウェアを接続することができます。デバイスには、当該ハードウェアと通信するために必要なドライバが含まれない場合があります。この場合、本ソフトウェアの更新機能によって正しいドライバをマイクロソフトから取得し、デバイスにインストールすることができます。お客様は、この更新機能を解除することができます。
- ・ **Web コンテンツ機能。**本ソフトウェアには、関連するコンテンツをマイクロソフトから取得し、お客様に提供する機能が含まれます。この機能の例として、クリップ アート、テンプレート、オンライン トレーニング、オンライン アシスタンス、および

Appshelp があります。お客様は、これらの Web コンテンツ機能を使用しないことも選択できます。

- ・ **電子認証**。本ソフトウェアは電子認証を使用します。これらの電子認証は、X.509 標準暗号化情報を使用し、インターネット ユーザーを特定します。電子認証をファイルやマクロの電子署名に使用して、ファイルの内容についての整合性や作成元を証明することもできます。本ソフトウェアは、インターネットが使用できる場合はそれを使用して証明書を取得し、証明書失効リストを更新します。
- ・ **Auto Root Update**。Auto Root Update 機能は信頼できる認証機関のリストを更新します。お客様は、Auto Root Update 機能を解除することができます。
- ・ **Windows Media Digital Rights Management**。コンテンツ所有者は、著作権を含む知的財産権を保護する目的で、Windows Media Digital Rights Management テクノロジー (WMDRM) を使用しています。本ソフトウェアおよび第三者のソフトウェアは、WMDRM で保護されたコンテンツを再生、複製する際に WMDRM を使用します。本ソフトウェアがコンテンツを保護できない場合、コンテンツ所有者がマイクロソフトに対して、保護されたコンテンツを WMDRM で再生または複製する本ソフトウェアの機能を無効にするよう要請することがあります。無効にされた場合も、その他のコンテンツは影響を受けません。保護されたコンテンツのライセンスをダウンロードする際、お客様はマイクロソフトがライセンスに失効リストを含めることに同意されたものとします。コンテンツ所有者は、お客様が彼らのコンテンツにアクセスする前に、WMDRM のアップグレードを要請することがあります。WMDRM を含むマイクロソフト ソフトウェアは、アップグレードに先立ってお客様の同意を求めます。アップグレードを行わない場合、お客様はアップグレードが必要なコンテンツにアクセスできません。インターネットに接続する WMDRM 機能は解除することができます。この機能が解除されている場合でも、正規のライセンスを取得しているコンテンツを再生することは可能です。
- ・ **Windows Media Player**。お客様が Windows Media Player を使用すると、マイクロソフトに対して以下の事項が確認されます。
 - ・ お客様の地域において利用可能なオンライン音楽サービス
 - ・ Windows Media Player の最新バージョン
 - ・ Codec (コンテンツの再生に必要な Codec がデバイスにない場合)

これらのうち、最後の機能は解除することができます。詳細については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=44073> をご参照ください。

- ・ **アップグレード時における悪質なソフトウェアの削除/除去**。本ソフトウェアのインストール前に、<http://www.support.microsoft.com/?kbid=890830> に掲載されている特定の悪質なソフトウェア ("マルウェア") がお客様のデバイスにインストールされていないかが自動的に確認され、お客様のデバイスから削除されます。お客様のデバイスでのマルウェアの確認時に、検出されたすべてのマルウェアまたはマルウェアの確認中に発生したエラーに関する報告がマイクロソフトに送信されます。この報告には、お客様を識別するための情報は一切含まれません。お客様は、本ソフトウェアのマルウェア報告機能を <http://www.support.microsoft.com/?kbid=890830> に記載されている手順に従って無効にすることができます。

- ・ ネットワーク接続状況アイコン。ネットワーク トラフィックのパッシブ モニタリングまたはアクティブ DNS (または HTTP) クエリにより、システムがネットワークに接続されているかどうかを判別されます。このクエリでは、ルーティングを目的としてのみ、標準的な TCP/IP 情報または DNS 情報が転送されます。アクティブ クエリ機能は、レジストリを設定することにより解除できます。
- ・ Windows タイム サービス。このサービスは、週に 1 回、time.windows.com との間で同期を行い、お客様のコンピュータに正確な時刻を提供します。お客様は、この機能をオフにすることができます。また、優先するタイムソースを [日付と時刻] コントロール パネル アプレットから選ぶこともできます。この接続には、標準の NTP プロトコルが使用されます。
- ・ IPv6 ネットワーク アドレス変換 (NAT) Traversal サービス (Teredo)。この機能は、既存のホーム インターネット ゲートウェイ デバイスを IPv6 に移行するのに役立ちます。IPv6 は、次世代のインターネット プロトコルです。ピア ツー ピア アプリケーションで頻繁に必要となる、エンド ツー エンド接続を有効にするのに便利です。これを行うために、Teredo クライアント サービスでは、ソフトウェアが起動されるたびに、パブリック Teredo インターネット サービスを探そうとします。インターネットを介してクエリを送信することでこのサービスを探します。このクエリは、標準の DNS (ドメイン ネーム サービス) 情報のみ転送してお客様のコンピュータがインターネットに接続されているかどうかを判断し、パブリック Teredo サービスを探すことができます。たとえば、
 - ・ IPv6 接続を必要とするアプリケーション (Windows Meeting Space など) を使用している。
 - ・ 常に IPv6 接続を有効にするようにファイアウォールを構成している。

上記のような場合、既定では、標準の IP (インターネット プロトコル) 情報がマイクロソフトの Teredo サービスに定期的送信されます。それ以外の情報はマイクロソフトに送信されません。この既定値を変更して、マイクロソフト以外のサーバーを使用することもできます。“netsh” という名前のコマンド ライン ユーティリティを使用して、この機能をオフにすることもできます。

- 情報の使用。**マイクロソフトでは、ソフトウェアおよびサービスの向上を目的に、コンピュータの情報、エラー報告、およびマルウェア報告を使用します。また、ハードウェア ベンダやソフトウェア ベンダなどの第三者とこの情報を共有する場合があります。これらの第三者は、マイクロソフト製ソフトウェアと連携して動作する自社製品の向上のため、共有情報を使用することがあります。
 - インターネットベース サービスの不正使用。**お客様は、これらのサービスに害を及ぼす可能性のある方法、または第三者によるサービスの使用を妨げる方法で、これらのサービスを使用することはできません。また、サービス、データ、アカウント、またはネットワークへの不正なアクセスを試みるためにこれらのサービスを使用することは一切禁じられています。
8. **ライセンスの適用範囲。**本ソフトウェアは許諾されるものであり、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、お客様に本ソフトウェアを使用する限定的な権利を付与しません。マイクロソフトはその他の権利をすべて留保します。適用される法令により本ライセンス条項上明示的に許諾された内容を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセ

ンス条項で明示的に許可された方法でのみ本ソフトウェアを使用することができます。お客様は、本ソフトウェアに組み込まれた使用方法を制限する技術的制限に従うものとします。詳細については、<http://www.microsoft.com/licensing/userights> をご参照ください。以下の行為は一切禁止されています。

- ・ 本ソフトウェアの技術的な制限を回避する方法で利用すること
- ・ 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすること
- ・ 本ソフトウェアのコンポーネントを使用して、本ソフトウェアで実行されていないアプリケーションを実行すること
- ・ 本ライセンス条項で規定された以上の数の本ソフトウェアの複製を作成すること
- ・ 第三者が複製できるように本ソフトウェアを公開すること
- ・ 本ソフトウェアをレンタル、リース、または貸与すること
- ・ 本ソフトウェアを商用ホスティング サービスで使用する

9. **MICROSOFT .NET のベンチマーク テスト。** 本ソフトウェアは、.NET Framework 3.0 のコンポーネント (以下「.NET コンポーネント」といいます) を 1 つ以上含んでいます。お客様は、これらのコンポーネントの内部ベンチマーク テストを実施することができます。お客様は、<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406> に記載された条件に従うことを条件に、これらのコンポーネントのベンチマーク テストの結果を開示することができます。マイクロソフトと別段の合意があっても、お客様がかかるベンチマーク テスト結果を公表した場合、マイクロソフトは、<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406> の条件と同じ条件に従うことを条件に、.NET コンポーネントと競合するお客様のソフトウェアについてマイクロソフトが実施したベンチマーク テストの結果を公表する権利を有します。

10. **バックアップ用複製。** お客様は、メディアのバックアップ用複製を 1 部作成することができます。お客様は、本ソフトウェアを再インストールするためにのみその複製を使用することができます。

11. **ドキュメント。** お客様のコンピュータまたは内部ネットワークに正規にアクセスできる方は、内部的な参照目的に限り、ドキュメントを複製して使用することができます。

12. **再販禁止ソフトウェア (「Not For Resale」または「NFR」)。** 「NFR」または「Not for Resale」と明記されているソフトウェアを販売することはできません。

13. **アップグレード。** お客様は、アップグレード ソフトウェアを使用する場合、アップグレード対象ソフトウェアのライセンスを取得済みである必要があります。アップグレード前のソフトウェアの契約は、アップグレードした時点で、この契約によって置き換えられるものとします。アップグレード後、アップグレード前のソフトウェアは使用できません。

14. **ライセンス証明書 (「Proof of License」または「POL」)。**

a. **正規のライセンス証明。** お客様が本ソフトウェアを CD-ROM またはその他の媒体で入手された場合、本ソフトウェアが正当に許諾されたものであることは、正規のマイクロソフト

ト「Proof of License」ラベルが正規の本ソフトウェアの複製に付属されていることにより識別することができます。正規のラベルは本ソフトウェアの梱包に貼付されている必要があります。ラベルが別途付属する場合、無効と見なされます。お客様が本ソフトウェアの使用許諾を受けていることを証明するため、ラベルが添付された梱包材を保管してください。

b. **Windows Anytime Upgrade ライセンス。** Windows Anytime Upgrade を使って本ソフトウェアをアップグレードする場合、お客様のライセンス証明は以下によって識別されます。

- ・ アップグレード前のソフトウェアに付属する正規の「Microsoft Proof of License」ラベル
- ・ Windows Marketplace のデジタル ロッカーに格納されたデジタル ライセンス
- ・ Windows Anytime Upgrade の購入先 から受け取った、本ソフトウェアを識別する領収書

c. 正規のマイクロソフト ソフトウェアを識別する方法については、<http://www.howtotell.com> をご参照ください。

15. 他のデバイスへの移管。

- a. **Windows Anytime Upgrade 以外のソフトウェア。** お客様は、本ソフトウェアをアンインストールし、お客様が使用する他のデバイスにインストールすることができます。ただし、複数のデバイス間で本ソフトウェアを共有するために行うことはできません。
- b. **Windows Anytime Upgrade ソフトウェア。** 本ソフトウェアの最初のユーザーは、アップグレードするソフトウェアのライセンス条項で移管が認められている場合に限り、ライセンスを別のデバイスに 1 度だけ移管できます。

16. 第三者への譲渡。

- a. **Windows Anytime Upgrade 以外のソフトウェア。** 本ソフトウェアの最初のユーザーは、本ソフトウェアおよび本ライセンス条項を 1 度だけ、直接第三者に譲渡することができます。最初のユーザーは、デバイスと分離して譲渡する場合、譲渡する前に本ソフトウェアをデバイスからアンインストールする必要があります。最初のユーザーは、本ソフトウェアの複製を一切保持することができません。
- b. **Windows Anytime Upgrade ソフトウェア。** お客様は、ライセンスを取得したデバイスと分離しないことを条件に、第三者に対して本ソフトウェアを直接譲渡することができます。本ソフトウェアまたは以前のバージョンの複製を保持することは一切できません。
- c. **その他の要件。** 許可された譲渡の前に、譲受人は本ライセンス条項が譲渡および本ソフトウェアの使用に適用されることに同意しなければなりません。譲渡には、ライセンス証明が含まれる必要があります。

17. **MPEG-4 規格に関する通知。** 本ソフトウェアには、MPEG-4 画像復号テクノロジーが含まれています。MPEG LA, L.L.C. との契約上、以下の注意書きを表示することを義務付けられています。

MPEG-4 規格に準拠して本製品を使用することは、以下の場合に直接関連する場合を除き、すべて禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。

MPEG-4 規格に関してご質問がある場合、MPEG LA, L.L.C. (所在地 : 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206、Web サイト : <http://www.mpegla.com>) にご連絡ください。

18. **VC-1 規格に関する通知。**本ソフトウェアには、VC-1 画像復号テクノロジーが含まれています。MPEG LA, L.L.C. との契約上、以下の注意書きを表示することを義務付けられています。

本製品は、消費者による個人使用および非商業的使用を前提とし、「VC-1 PATENT PORTFOLIO LICENSES」の下、次の用途に限ってライセンスされています。(A) VC-1 規格に従ってビデオをエンコードすること (以下「VC-1 ビデオ」といいます)、または (B) 個人使用および非商業的活動に従事する消費者がエンコードした VC-1 ビデオをデコードする、あるいは、VC-1 ビデオを提供するライセンスを有するビデオ プロバイダから取得した VC-1 ビデオをデコードすること。その他の用途については、明示と黙示を問わず、いかなるライセンスも許諾されません。

VC-1 規格に関してご質問がある場合、MPEG LA, L.L.C. (所在地 : 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206、Web サイト : <http://www.mpegla.com>) にご連絡ください。

19. **第三者のプログラム。**本ソフトウェアには第三者のプログラムが含まれています。お客様によるこれらのプログラムの使用には、プログラムに付属するライセンス条項が適用されます。
20. **輸出規制。**本ソフトウェアはアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となります。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守することに同意されたものとします。詳細については <http://www.microsoft.com/japan/exporting> をご参照ください。
21. **サポート サービス。**マイクロソフトは、本ソフトウェアに対し <http://www.support.microsoft.com/common/international.aspx> で説明されるサポート サービスを提供します。ライセンスを正規に取得していないソフトウェアを使用した場合、お客様は、サポート サービスを受けることができなくなります。
22. **完全な合意。**本ライセンス条項 (下記の品質保証規定を含みます)、追加の条件、ならびに追加物、更新プログラム、インターネットベース サービス、およびサポート サービスに関する使用条件は、本ソフトウェアおよびサポート サービスについてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意です。
23. **準拠法。**
- a. **日本。**お客様が本ソフトウェアを日本国内で入手された場合、本ライセンス条項は日本法に準拠するものとします。
 - b. **米国。**お客様が本ソフトウェアをアメリカ合衆国内で入手された場合、抵触法に関わらず、本ライセンス条項の解釈および契約違反への主張は、アメリカ合衆国ワシントン州法に準拠するものとします。消費者保護法、公正取引法、および違法行為を含みますがこれに限定されない他の主張については、お客様が所在する地域の法律に準拠します。

c. **日本及び米国以外。**お客様が本ソフトウェアを日本国及びアメリカ合衆国以外の国で入手された場合、本ライセンス条項は適用される地域法に準拠するものとします。

24. **法的効力。**本ライセンス条項は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、その他の権利を有する場合があります。また、お客様が本ソフトウェアを取得された第三者に関する権利を有する場合があります。本ライセンス条項は、お客様の地域または国の法律がその法律に基づく権利の変更を許容しない場合、それらの権利を変更しないものとします。

25. **責任の制限および除外。**マイクロソフトおよびその供給者の責任は、お客様が本ソフトウェアについて実際に支払った金額を上限とする直接損害に限定されます。その他の損害（派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、および付随的損害を含みますがこれらに限定されません）に関しては、一切責任を負いません。

この制限は、以下に適用されるものとします。

- ・ 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ（コードを含みます）または第三者のプログラムに関連した事項
- ・ 契約違反、保証違反、無過失責任、過失、または不法行為（適用法で許可されている範囲において）

また、以下の場合においても、この制限が適用されるものとします。

- ・ 本ソフトウェアの修理、交換、または払戻しを行ってもお客様の損失が完全に補償されない場合
- ・ マイクロソフトがこのような損害の可能性について知らされていた場合または知り得た場合

一部の地域では付随的および派生的損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では付随的、派生的およびその他の損害の免責、または責任の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

品質保証規定

- A. **限定保証。**お客様が説明書に従うこと、および、ソフトウェアのライセンスを正規に取得していることを条件に、本ソフトウェアは、本ソフトウェアに含まれた、または本ソフトウェアと共に入手したマイクロソフトの資料に実質的に従って動作します。
- B. **保証期間、保証の対象、黙示の保証の期間。**本品質保証規定は、最初のユーザーが本ソフトウェアを取得後 **1 年間有効**です。**1 年の有効期間内に追加物、更新プログラム、または交換ソフトウェアを入手された場合、それらは有効期間の残存期間中、または入手後 30 日間のいずれか遅く到来する日まで保証**されます。最初のユーザーが本ソフトウェアを譲渡した場合、残りの有効期間は本ソフトウェアの譲受人に適用されます。

法律上許容される最大限において、適用法によりお客様に与えられる黙示の保証または条件は、本品質保証規定の有効期間に限定されるものとします。一部の地域では黙示の保証の期間の制限を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。また、一部の国では黙示の保証または条件の有効期間の設定を認めないため、上記の制限事項が適用されない場合があります。

- C. **免責。**マイクロソフトは、お客様の行為（または不履行）、もしくは第三者の行為による、またはその他のマイクロソフトが制御不能な事項を原因とした問題については一切責任を負いません。
- D. **保証違反に対する救済。**マイクロソフトは、無償で本ソフトウェアを修理または交換します。本ソフトウェアの修理または交換が不可能な場合、お客様の領収書に記載された本ソフトウェアの代金を返金します。マイクロソフトは、無償で追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアを修理または交換します。これらの修理または交換が不可能な場合、お客様が追加物、更新プログラムおよび交換ソフトウェアに対してお支払いになられた代金を返金します。返金を受けるには、本ソフトウェアをアンインストールし、その媒体および関連資料を領収書と共にマイクロソフトに返品する必要があります。これらが、保証違反に対するお客様の唯一の救済手段となります。
- E. **変更できない消費者の権利。**本品質保証規定が変更できないお客様の地域の法令による追加の消費者の権利が存在する場合があります。
- F. **保証に関するお問い合わせ。**領収書などのご購入の証明が必要になります。

1. **米国およびカナダ。**米国またはカナダで入手された本ソフトウェアに関する保証サービスまたは返金に関して不明な点がございましたら、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- ・ (800) MICROSOFT

- ・ Microsoft Customer Service and Support, One Microsoft Way, Redmond, WA 98052-6399

- ・ Web サイト : <http://www.microsoft.com/info/nareturns.htm>.

2. **ヨーロッパ、中東、およびアフリカ。**本ソフトウェアをヨーロッパ、中東、またはアフリ

かで入手された場合、Microsoft Ireland Operations Limited がこの品質保証規定を履行します。保証サービスの履行をお求めの場合、下記のいずれかの連絡先までご連絡ください。

- ・ Microsoft Ireland Operations Limited, Customer Care Centre, Atrium Building Block B, Carmanhall Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland
- ・ お客様の地域のマイクロソフト子会社 (<http://www.microsoft.com/worldwide>)。

3. **米国、カナダ、ヨーロッパ、中東、およびアフリカ以外の地域。** 最寄りのマイクロソフトの関連会社までご連絡ください。連絡先については、<http://www.microsoft.com/worldwide> をご参照ください。日本については、<http://www.microsoft.com/japan/> をご参照ください。

- G. **無保証。** 本ソフトウェアの品質保証規定は、お客様がマイクロソフトから直接受けられる唯一の直接的保証となります。他の明示的な保証は規定しません。法律上許容される最大限において、商品性、特定目的に対する適合性、非侵害性に関する黙示の保証については一切責任を負いません。適用法により黙示の保証が確保されている場合、本条に関わらず、お客様に与えられる救済手段は、法律上許容される最大限において、上記「保証違反に対する救済」の条項で規定された救済手段に限定されるものとします。
- H. **保証規定違反に関する責任の制限および除外。** 上記の「無保証」の規定は、本品質保証規定の違反にも適用されるものとします。

本品質保証規定は、お客様の法的な権利を定めたものです。また、地域や国によって異なる追加の権利が存在する場合があります。

MICROSOFT WINDOWS VISTA HOME BASIC

追加のライセンス条項。 次の追加のライセンス条項は、Microsoft Windows Vista Home Basic に適用されます。

- 1. デバイスによる接続。** お客様は、ファイル サービス、プリント サービス、インターネットの情報サービス、インターネット接続共有サービスおよびテレフォニー サービスを利用するために、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに対し、最大 5 台のデバイスからの接続を許可することができます。
- 2. リモート アクセス テクノロジー。** お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアを他のデバイスからリモート アクセスして使用し、リモート アシスタンスまたは同等なテクノロジーを使用してセッションを共有することができます。「セッション」とは、入力、出力、および表示用の周辺機器の組み合わせによる、本ソフトウェアとの直接または間接的な情報のやりとりを意味します。
- 3. その他のリモート使用。** お客様は、任意の数のデバイスに、デバイス間でのデータの同期など上記の「デバイスによる接続」および「リモート アクセス テクノロジー」の項に記載されている以外の目的で、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアにアクセスすることを許可することができます。
- 4. 仮想化テクノロジーの使用。** お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアを仮想（またはエミュレートされた）ハードウェア システムで使用することはできません。

MICROSOFT WINDOWS VISTA HOME PREMIUM

追加のライセンス条項。 次の追加のライセンス条項は、Microsoft Windows Vista Home Premium に適用されます。

- 1. デバイスによる接続。** お客様は、ファイル サービス、プリント サービス、インターネットの情報サービス、インターネット接続共有サービスおよびテレフォニー サービスを利用するために、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに対し、最大 10 台のデバイスからの接続を許可することができます。
- 2. リモート アクセス テクノロジー。** お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアを他のデバイスからリモート アクセスして使用し、リモート アシスタンスまたは同等なテクノロジーを使用してセッションを共有することができます。「セッション」とは、入力、出力、および表示用の周辺機器の組み合わせによる、本ソフトウェアとの直接または間接的な情報のやりとりを意味します。
- 3. その他のリモート使用。** お客様は、任意の数のデバイスに、デバイス間でのデータの同期など上記の「デバイスによる接続」および「リモート アクセス テクノロジー」の項に記載されている以外の目的で、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアにアクセスすることを許可することができます。
- 4. 仮想化テクノロジーの使用。** お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアを仮想（またはエミュレートされた）ハードウェア システムで使用すること

はできません。

5. **MEDIA CENTER EXTENDER**。お客様は、Media Center Extender セッション（もしくは、同等の目的のための同等の機能を備えた他のソフトウェアまたはデバイス）を同時に 5 つ実行して、本ソフトウェアのユーザー インターフェイスまたはコンテンツを他のディスプレイまたはデバイスに表示することができます。
6. **電子的なテレビ番組表**。本ソフトウェアにカスタマイズされた番組表を表示する電子的なテレビ番組表サービスへのアクセスが含まれる場合、そのサービスには、別個のサービス契約書が適用されます。このサービス契約書の条項にご了承されない場合、お客様は本ソフトウェアを継続して使用することができますが、電子的なテレビ番組表サービスを利用することができません。このサービスには、広告コンテンツや関連するデータが含まれます。これらのデータは、本ソフトウェアによって受信および格納されます。このサービスは、一部の地域でご利用になれない場合があります。このサービス契約書のアクセス手順については、本ソフトウェアの情報を参照してください。
7. **関連メディア情報**。お客様が再生エクスペリエンスの一部として関連メディアを要請した場合、お客様に提供されるデータは、お客様の言語でない場合があります。一部の国もしくは地域では法律や規則により、お客様がご覧になれるコンテンツの種類が規制されている場合があります。
8. **赤外線送受信機のアップデートの了承**。本ソフトウェアには、一部の Media Center ベースの製品と共に出荷される赤外線送信/受信機の正常動作を保証するためのテクノロジーが含まれている場合があります。お客様がこれらのライセンス条項をご了承された場合、本ソフトウェアがこの装置のファームウェアをアップデートすることに同意されたものとしします。
9. **特定地域での MEDIA CENTER の使用**。Media Center は、一部の地域でご利用になれない場合があります。たとえば、Media Center の情報として記載されている電子的なテレビ番組表やテレビ チューナの設定方法など、特定の機能がお客様の地域ではご利用になれない場合があります。お客様の地域でご利用になれない機能の詳細については、Media Center の情報をご覧ください。
10. **MPEG-2 規格に関する通知**。本ソフトウェアには、MPEG-2 画像復号テクノロジーが含まれています。MPEG LA, L.L.C. との契約上、以下の注意書きを表示することを義務付けられています。

MPEG 2 規格に準拠して本製品を使用することは、以下の場合に直接関連する場合を除き、すべて禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。

MPEG-2 規格に関してご質問がある場合、MPEG LA, L.L.C. (所在地 : 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206、Web サイト : <http://www.mpegla.com>) にご連絡ください。

MICROSOFT WINDOWS VISTA ULTIMATE

追加のライセンス条項。次の追加のライセンス条項は、Microsoft Windows Vista Ultimate に適用されます。

1. **記憶装置。**お客様は、ネットワーク サーバーなどの記憶装置に、本ソフトウェアの複製 1 部を格納することができます。お客様は、この複製を使用して、ライセンスの割り当てられている他のデバイスに本ソフトウェアをインストールすることができます。
2. **ネットワークの使用。**お客様は、ライセンスを取得したデバイスに本ソフトウェアをインストールする代わりに、複製 1 部をネットワーク サーバーなどの記憶装置にインストールすることができます。この複製は、内部ネットワークを介し、ライセンスを取得したデバイス上で本ソフトウェアを実行するためにのみ使用できます。
3. **デバイスによる接続。**お客様は、ファイル サービス、プリント サービス、インターネットの情報サービス、インターネット接続共有サービスおよびテレフォニー サービスを利用するために、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに対し、最大 10 台のデバイスからの接続を許可することができます。
4. **リモート アクセス テクノロジー。**お客様は、以下の条件に従う場合に限り、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアに対し、リモート アクセス テクノロジーを使用して他のデバイスからリモート アクセスして使用することができます。
 - ・ リモート デスクトップ。ライセンスを取得したデバイスの特定の 1 名の主要ユーザーは、リモート デスクトップ機能またはこれに類似するテクノロジーを使用して、他のデバイスからセッションにアクセスすることができます。「セッション」とは、入力、出力、および表示用の周辺機器の組み合わせによる、本ソフトウェアとの直接または間接的な情報のやりとりを意味します。リモート デバイス用の本ソフトウェアを実行するためのライセンスが別途取得されている場合、その他のユーザーもこれらのテクノロジーを使用して、任意の数のデバイスからセッションにアクセスすることができます。
 - ・ その他のアクセス テクノロジー。お客様は、リモート アシスタンスまたはこれに類似するテクノロジーを使用してセッションを共有することができます。
5. **その他のリモート使用。**お客様は、任意の数のデバイスに、デバイス間でのデータの同期など上記の「デバイスによる接続」および「リモート アクセス テクノロジー」の項に記載されている以外の目的で、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアにアクセスすることを許可することができます。
6. **仮想化テクノロジーの使用。**お客様は、ライセンスを取得したデバイスにインストールされた本ソフトウェアを、同じくライセンスを取得したデバイス上の仮想 (またはエミュレートされた) ハードウェア システムで使用することができます。その場合、お客様は、マイクロソフトの DRM (デジタル著作権管理)、IRM (情報権利管理)、ERM (企業権利管理) などの権利管理テクノロジーや他のマイクロソフトの権利管理サービスによって保護されたコンテンツを再生またはアクセスすること、また、これらのテクノロジーまたはサービスによって保護されたアプリケーションを使用すること、および、BitLocker を使用することはできません。マイクロソフト以外のデジタル著作権管理テクノロジー、情報権利管理テクノロジー、企業権利管理テクノロジー、または他の権利管理サービスで保護されたコンテンツを再生またはアクセスすること、これらのテクノロジーまたはサービスによって保護されたアプリケーションを使用すること、および、フル ボリューム ディスク ドライブの暗号化を使用することはお勧めしません。
7. **MEDIA CENTER EXTENDER。**お客様は、Media Center Extender セッション (もしくは、同等の目的のための同等の機能を備えた他のソフトウェアまたはデバイス) を同時に 5 つ実行して、本ソフトウェアのユーザー インターフェイスまたはコンテンツを他のディスプレイま

たはデバイスに表示することができます。

8. **電子的なテレビ番組表。**本ソフトウェアにカスタマイズされた番組表を表示する電子的なテレビ番組表サービスへのアクセスが含まれる場合、そのサービスには、別個のサービス契約書が適用されます。このサービス契約書の条項にご了承されない場合、お客様は本ソフトウェアを継続して使用することができますが、電子的なテレビ番組表サービスを利用することができません。このサービスには、広告コンテンツや関連するデータが含まれます。これらのデータは、本ソフトウェアによって受信および格納されます。このサービスは、一部の地域でご利用になれない場合があります。このサービス契約書のアクセス手順については、本ソフトウェアの情報を参照してください。
9. **関連メディア情報。**お客様が再生エクスペリエンスの一部として関連メディアを要請した場合、お客様に提供されるデータは、お客様の言語でない場合があります。一部の国もしくは地域では法律や規則により、お客様がご覧になれるコンテンツの種類が規制されている場合があります。
10. **赤外線送受信機のアップデートの了承。**本ソフトウェアには、一部の **Media Center** ベースの製品と共に出荷される赤外線送信/受信機の正常動作を保証するためのテクノロジーが含まれている場合があります。お客様がこれらのライセンス条項をご了承された場合、本ソフトウェアがこの装置のファームウェアをアップデートすることに同意されたものとします。
11. **特定地域での **MEDIA CENTER** の使用。**Media Center は、一部の地域でご利用になれない場合があります。たとえば、Media Center の情報として記載されている電子的なテレビ番組表やテレビ チューナの設定方法など、特定の機能がお客様の地域ではご利用になれない場合があります。お客様の地域でご利用になれない機能の詳細については、Media Center の情報をご覧ください。
12. **MPEG-2 規格に関する通知。**本ソフトウェアには、MPEG-2 画像復号テクノロジーが含まれています。MPEG LA, L.L.C. との契約上、以下の注意書きを表示することを義務付けられています。

MPEG 2 規格に準拠して本製品を使用することは、以下の場合に直接関連する場合を除き、すべて禁止されています。(A) (i) 事業活動に従事しない消費者より作成され、無償で取得されたデータまたは情報を、(ii) 個人使用の目的のみで使用する場合、及び (B) MPEG LA, L.L.C. により別途特定のライセンス許諾を受けたその他の使用による場合。

MPEG-2 規格に関してご質問がある場合、MPEG LA, L.L.C. (所在地 : 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206、Web サイト : <http://www.mpegla.com>) にご連絡ください。